

あ

広報

ひ

さ

no.574

1

2013
January



(ポケットパーク内イルミネーション)

総人口：9,932人 (+5)
男：4,970人 (-1)
女：4,962人 (+6)
世帯数：3,628世帯 (-5)
(平成24年11月末現在)

- 新年あいさつ
- 税の申告・相談を行います
- 町営住宅入居者募集

希望に向かって前進



朝日町長

田代 兼二 朗

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆様方には、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、旧年中は町政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

さて、去年は議会の研修へ同行させていただき東日本大震災により甚大な被害を受けた石巻市、陸前高田市を訪問し、改めて現地のボランティアガイドから命の大切さを学び、議会とともに朝日町の減災に力を合わせているところです。東日本大震災による行方不明の方はいまだ数多く、被災地では復旧、復興に全力で取り組んでおられますが、まだまだ長い道のりが予想されます。

また、去年はオリンピックの年でもありました。なでしこジャパンが活躍、メダルラッシュの年となり、県内出身の吉田沙保里さんは国民栄誉賞にも輝き、夢と希望、感動を与えてくれました。山中教授のノーベル賞も、今後難病で苦しむ世界の人々を救う道標となるでしょう。

そして、年末には第46回衆議院議員総選挙が執行され、原発、TPP、消費税をめぐって多くの政党が生まれ、どこに投票したら良いのか、悩みの一票であったと思います。審判は下されました。今度こそ日本丸の航海をしっかりと進めてほしいと願うと同時に、安心して暮らせる国づくり、まちづくりは私達も一緒に進める決意を固める時だと思います。

皆様方の御健康、御多幸を祈念し年頭のご挨拶といたします。



平成25年 元旦

寒いからって 閉じこもっていませんか？

●冬は運動不足になりやすい！

年をとると足腰の機能は衰えます。それに加え、冬は部屋にこもって動かない生活が続きます。動かない生活を送っていると筋力はどんどん低下し、転びやすくなったり腰やひざの痛みが出てきたりと日常生活にも支障が出てきます。

●下半身の筋力を高めよう！

立つ、座る、歩く、階段を上り下りするなどの基本的な日常生活の活動には下半身の筋力が特に大切です。下半身の筋肉を意識的に鍛える体操や運動を毎日の習慣にしましょう。

冬でも室内でもできる筋力アップ体操を取り入れ、いつまでも生き生きと健康に暮らしましょう！

1 片足上げ・ひざ伸ばし（左右）



◆太股の筋肉が強化される◆

- ①深く椅子に腰をかけ、手は椅子の先端の部分を持つ。
 - ②片足を上げ、足首を手前に曲げ、かかとを押し出すような感じでひざをゆっくり伸ばす。
 - ③そのまま足首を伸ばし、手前に曲げ、また伸ばした後、ひざを曲げ足を下ろす。（左右繰り返す）
- *ひざは曲がっていても伸びるところまで大丈夫。



2 かかとの上げ下げ



◆つま先とふくらはぎが強化され、歩行能力が改善される◆

- ①椅子の背に軽く手をつけ、両足をそろえて立つ。
- ②つま先を軸にかかとの上げ下げをゆっくり繰り返す。
- ③体調に合わせて、5～10回反復する。

3 片足横上げ（左右）



◆横方向に姿勢が乱れたときに身体を支える中殿筋が強化される◆

- ①椅子の背に軽く手をつけ、両足をそろえて立つ。
- ②片足を横へ軽く上げ3～5秒静止し、ゆっくり下ろす。（左右繰り返す）

※体操を始める前に・・・

- ・反動をつけずに行いましょう。
- ・無理をしないように自分のペースで行いましょう。
- ・体操で椅子が動いたりしないように、倒れにくく丈夫なものを使いましょう。

税の申告・相談を行います

町民税の申告・所得税の確定申告

～e-Taxでの申告も可能です～

申告期間 2月18日（月）～3月15日（金）

（所得税の還付の申告については、2月1日（金）より受け付けします。）

申告会場 朝日町役場2階大会議室 9時～11時及び13時～16時

（3月4日（月）より2階第1・2会議室になります。）

まもなく平成25年度町民税の申告及び平成24年分所得税の確定申告の時期です。この申告は平成24年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得を対象にしています。

朝日町役場の申告会場では、e-Taxでの申告が可能です。e-Taxで申告することにより、最高3,000円の税額控除を受けることができます。是非ご利用ください（e-Taxの申告には事前に住民基本台帳カード及び電子証明書を取得していただく必要があります）。

* 申告に関するお願い *

- 土・日・祝日及び時間外は受け付けをしておりません。また、混みあっている場合には、予定より早く受け付けを締め切らせて頂く場合があります。
- 申告会場では番号順にてご案内しています。順番によっては、お待ちいただくことがあります。
- 譲渡・相続に関する申告、あるいは青色申告など専門的な知識を必要とする申告はできかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用ください。
- ご自身で申告書が作成できている方は、直接税務署へ郵送していただくか、1階税務課窓口まで提出してください。
- 申告に関する資料が整っていない場合は、整い次第あらためてお越しいただいております。



町民税の申告が必要なおもな方（平成25年1月1日現在朝日町に住所がある方が対象です）

- ①確定申告をする必要のない方で、事業所得（営業や農業など）、不動産所得や配当所得などの各種所得のあった方
- ②勤務先から朝日町へ「給与支払報告書」が提出されていない方（昨年中に退職された方、日雇いなどを含む）
- ③昨年中に所得がなかった方で、所得がない旨の証明書（非課税証明書など）の発行を必要とする方

所得税の確定申告が必要なおもな方

- ①所得金額の合計額から雑損控除その他の所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が配当控除の額よりも多い方
- ②給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
 - ・給与収入が2,000万円を超える方
 - ・1ヵ所から給与等の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える方
 - ・2ヵ所以上から給与等の支払を受けている方で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方

確定申告をすれば税金の還付を受けられるおもな方（2月1日より申告を受け付けします）

- ①給与所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ②給与所得のある方で昨年中に退職し、その後就職もしなかったため年末調整を受けられなかった方
- ③退職所得について20%の税率で所得税を源泉徴収され、その額が正規の税額を超えている方
- ④予定納税をしたが、所得が少なく、確定申告の必要がなくなった方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方について、平成23年中以後の所得税の確定申告の提出が不要になりました。ただし、この場合であっても、税金の還付を受けるための申告書を提出することができます。

申告に必要なもの

- ①印鑑（シャチハタ不可）
- ②源泉徴収票（原本）や収支内訳書など平成24年中の所得がわかるもの（源泉徴収票は勤務先や年金の支払先から発行されます）
- ③申告者本人の口座がわかるもの（還付の申告をされる方）
- ④銀行印（新たに振替納税をされる方）
- ⑤住民基本台帳カード（e-Taxをご利用される方）



忘れずにお持ちください。

所得控除を受けるために必要なもの

- ①国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの支払額がわかるもの（ただし、国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類）
- ②生命保険料^{*1}や地震保険料などの控除証明書
- ③医療費などの領収書（支払額が10万円以上または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます）、補填金額^{*2}のわかるもの
- ④配偶者や扶養親族の所得がわかる書類
- ⑤身体障害者手帳など障害者控除を受けるための書類
- ⑥配当所得を申告する場合は、支払通知書
- ⑦その他、上記以外のものを申告する場合は必要資料をお持ちください。

※平成24年中に家屋を新築、購入又は増改築等をして住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告される方については、ほかに必要書類があります。ご不明な場合には、お問い合わせください。

- ※1 生命保険料控除が改組され、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る控除では控除額が異なります。
- ※2 補填金額とは、①生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など②社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規則に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金③医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金④任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金などのことを指します。

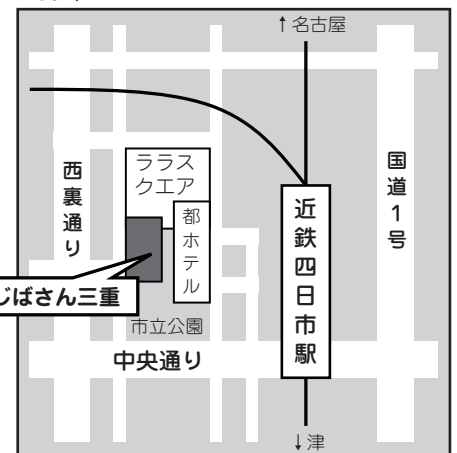
四日市税務署からのお知らせ

■**無料税務相談所**（〇印は開設日を表します。それ以外の日は開設していません。）

	平成25年2月										3月
	18	19	20	21	22	25	26	27	28	1	
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	
あさけプラザ	休館日	休館日	○	○	○	休館日	○	○	○	○	
三重県四日市庁舎	○	○									

時間 9時30分～12時
及び13時～16時

（あさけプラザ：四日市市下宮町296-1
三重県四日市庁舎：四日市市新正4-21-5）



■四日市税務署の申告会場

- 四日市税務署では、次のとおり申告会場が開設されます。
- 開設場所 じばさん三重 6階（四日市市安島一丁目3番18号）
 - 開設期間 2月18日(月)～3月15日(金) 土日を除く
 - 開設時間 9時（開場）～17時（閉場）

※期間中、税務署には確定申告会場が開設されませんのでご注意ください。
※会場へはなるべく公共交通機関をご利用ください。

■申告会場に行かなくても確定申告を提出することができます

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成したデータは、e-TAXを利用して申告書を提出することができます。是非ご利用ください。

国税庁ホームページ：http://www.e-tax.nta.go.jp *e-TAXの利用に際しては、事前準備が必要です。

問い合わせ先 税務課 TEL 377-5655



e-Tax

ご自宅のパソコンから申告などの手続きができます。

e-Taxを利用するためには、原則「電子証明書」が必要になります。

住民基本台帳カード及び電子証明書の取得はお早めに！

個人向けの電子証明書は、地方公共団体による「**公的個人認証サービス**」にて発行されており、住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して発行を受けてください（発行手数料として、住基カードは500円、電子証明書は500円が必要です。）。

住民基本台帳カード（住基カード）は、申請していただいたその日に発行されません。お手元に届くまでに数日かかります。さらには、確定申告期が近づき、多数の方から住基カードの取得の希望があった場合には、発行までに数週間かかる場合があります。

なお、電子証明書の有効期限は**3年間**ですので、更新時期にご注意ください。

詳しくは、町民環境課（TEL 377-5653）までお問い合わせください。

子育て支援だより

「子育てワンポイントアドバイス」

第85回 「金銭感覚を育てよう」

こころの相談員 前田 里美

あけましておめでとうございます。いつも目を通していただきありがとうございます。本年もためになる記事や、ほっとする記事をお届け出来たらと思います。

皆さんのお子さんもお年玉を頂いたでしょうか。その使い方も性格が表れますね。全部きっちりを使ってしまう子、欲しいものに少しだけ使う子、全部貯めておく子。普段お小遣いを渡している家庭も多いでしょうが、お年玉を頂いた時は金銭感覚の基本を身に付けるよい機会だと思います。

何より「お金はそう簡単に手に入らない大事なものだ。」ということを教えてあげてほしいです。物は使い捨てが増え、百貨ショップやコンビニ等何でも手軽に手に入る時代、また、カードでの買い物やネットショッピング等現金を使わずとも買い物ができます。ある意味大人でさえ金銭感覚が麻痺してしまう可能性がある現代です。また、昔と違いお給料は振り込まれるので、子どもも親がお給料をもらっているという感覚も薄いでしょう。

だからこそ、「お小遣いやお年玉をもらって当然」ではなく、お金の有難み・親の勤労への感謝を伝えてあげてほしいです。「おじいちゃんやおばあちゃんは大事なお金をくれたんだよ。」「お父さんいつも頑張ってお仕事してくれてありがとう。」という些細な声かけの積み重ねが金銭感覚の基礎を作っていくことと思います。

※前田相談員は、朝日小学校・中学校で相談活動を行っています。

12月活動報告



パッチワーク教室の方々に、ボランティアで作っていただきました☆



小学校の特別支援学級で活用しております！

1月の子育て支援事業



日程	時間	事業名	内容	対象	場所	予約	担当
1/11(金)・15(火)・18(金)・22(火)・25(金)・29(火)・31(木)・2/5(火)・8(金)	9:00-12:00	あそび場	スキンシップ・ストレッチなどの遊び	発達がゆっくりにお子さんと保護者さん	ほっとくらぶ	不要	ほっとくらぶ (377-3522)
1/16(水)	10:00-12:00	ほっとする会の親の会	茶話会	発達がゆっくりにお子さんと保護者さん	ほっとくらぶ	不要	
2/1(金)	9:00-12:00						
1/21(月)・2/4(月)	10:00-12:00	親子で遊ぼう	自由遊びなど	未就園児	児童館	不要	子育て健康課 (377-5652)
1/28(月)	10:00-11:00	親子リズム遊び	リズム遊び	未就園児	保健福祉センター	不要	
1/17(木)・24(木)	10:00-12:00	親子ふれあい事業	集団遊びなど	未就園児	児童館	要予約	社会福祉協議会 (377-2941)
1/13(日)	10:00-12:00	朝日こども将棋教室	将棋遊び	小学生	教育文化施設	不要	
1/12(土)・26(土)	15:00-15:30	おはなし会	絵本の読み聞かせなど	お話を聞きたい方はどなたでも	あさひライブラリー	不要	教育文化施設 (377-6111)

*最終ページに子育て健康課の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。

*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。

朝日町食生活改善推進協議会 クッキングプラザ

肥満が気になる方に
オススメのレシピです。

たらのポアレ アップルソース



材料(6人分)

タラ切り身……………100g×6切れ 塩……………孫さじ1 こしょう……………適宜 薄力粉……………大さじ4 オリーブオイル……………大さじ3 玉ねぎ(スライス)……………60g 人参(せん切り)……………30g	☆アップルソース リンゴ……………150g 白ワインペネガー…大さじ1 小さじ2 白ワイン……………大さじ1 小さじ2 粒マスタード……………大さじ1 小さじ1 ショウゆ……………小さじ1 クレソン、ルッコラなど(添え用)
--	---

作り方

- ①りんごはすりおろし、すぐにワインペネガーと白ワインを加えて色止めておく。
- ②たら身のほうに、塩こしょうをして、薄力粉をまぶす。
- ③フライパンにオリーブオイルを敷いて温めてから、魚の皮の方から焼いて両面しっかり焼く。※皮から焼いてカリッとさせる。
- ④魚を取り出したフライパンで、玉ねぎ・人参をさっと炒める。水を小さじ1程度(記載外)振って蓋をして少し蒸し焼きにした後、アップルソースの材料を加え、弱火で温める。※ほんのり温まる程度。沸騰させない
- ⑤焼けたたらを皿に盛付け、④のソースをかける。クレソンを添える。

介護付有料老人ホーム エクセレントあさひ

ぜひ一度見学に
お越し下さい!



- ★介護認定、要介護1以上の方から入居いただけます。
- ★認知症の方も安心して入居いただけます。
- ★看取りについてもご相談ください。

～ゆっくり・楽しく・家族のように豊かな生活がテーマです～



医療法人 福島会

すべての人に微笑みを!

—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

☎ **376-2008**

有料広告掲載欄

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

募集団地 町営住宅埋縄団地A棟 103号室(1階)
所在地 朝日町大字柿2905番地2
募集戸数 1戸(間取3DK)
募集期間 1月18日(金)から1月25日(金)まで
 (土、日曜日、祝祭日を除く)
受付時間 9時から16時30分まで
受付場所 産業建設課
入居資格 ・朝日町内に住所又は勤務場所を有すること。
 ・同居しようとする親族(婚約者を含む)

があること。

- ・現に住宅に困っていること。
- ・公営住宅法に定める収入基準を満たしていること。

選考方法 朝日町町営住宅管理条例に基づき選考し、適格申込者多数の場合は公開抽選とします。

入居時期 3月1日(金)から入居可能

その他 申込用紙は1月11日(金)から産業建設課でお渡しします。

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

「あさひ・子ども110番の家」 設置協力をお願い



朝日町では、地域の安全を守るために、町民の一人一人が「自分の安全は自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という認識を持つとともに、町民、関係機関、団体が連携して犯罪や事故、災害等の発生を未然に防止する活動を行っています。

具体的には、児童や生徒が知らない人に声をかけられたり、不審者に後をつけられるなど身の危険を感じた時に、駆け込むことができる在宅中の民家・商店・工場にご協力いただいて『あさひ・子ども110番の家』を設置し、町全体で、児童や生徒の安全を確保し、安全で快適な地域づくりを推進していきます。

以上の趣旨を十分ご理解いただき、『あさひ・子ども110番の家』設置にご協力をお願いいたします。ご協力いただける方は、教育課(TEL377-5657)までご連絡ください。

朝 日 町
朝日町教育委員会
朝日町青少年育成町民会議

四日市都市計画の 案が縦覧できます

案 件 ○四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(三重県決定)
 ○四日市都市計画区域区分の変更(三重県決定)

縦覧期間 1月15日(火)から1月29日(火)
 8時30分～17時15分
 (土・日曜日を除く)

縦覧場所 朝日町企画情報課、三重県県土整備部都市政策課(県庁4階)

意見書の提出先 三重県知事
 (〒510-8570 三重県県土整備部都市政策課)へ

問い合わせ先 三重県県土整備部都市政策課
 (TEL 059-224-2718)

有料広告掲載欄



かけ流し天然温泉と
 美味しい食事、
 疲れたときや
 お友達とのんびり
 したいときなど…

桑名市福岡町471-1
 ☎0594-21-5170
 伊勢湾岸道「湾岸桑名IC」下りですぐ

新成人のみなさん おめでとうございます

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。

国民年金（基礎年金）3つのメリット

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1、老後を支えます | 老齢基礎年金 |
| 2、病気やけがで障害の状態になったときに支えます | 障害基礎年金 |
| 3、加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます | 遺族基礎年金 |

世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学の方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

20歳になった時の国民年金の手続き等については朝日町または、四日市年金事務所までお問い合わせください。（四日市年金事務所 TEL 353-5515（代））

お困りではありませんか？
早めのご相談を！

例えば…

- 交通事故・示談の話が進まない…
- 借金・毎月の返済に追われています…
- 相続・兄弟でもめてしまっています…
- 離婚・調停や裁判の対応はどうすれば？
その他 慰謝料・不動産・会社法務など

近鉄四日市駅から徒歩1分！南改札口(東口)すぐ！
四日市市浜田町5番27号 第3加藤ビル5階
(1階にJTBが入ったビル)



「お気軽にお電話ください」 土曜日や夜間も対応可(要予約)
「経験を積んだ弁護士が迅速&丁寧に対応します！」

- ◆ 交通事故・借金問題のご相談は無料です ◆
- ◆ 一般法律相談料(初回) 30分 5,250円(税込) ◆

《予約制》 ☎ 059-350-2080

おいち
尾市法律事務所

弁護士 尾市淳二 (三重弁護士会所属)
(財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員
鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士

有料広告掲載欄

◎**メイン標語** 事件事故 緊急通報110番

◎**サブ標語** ご存じですか?警察相談 #9110

1月10日は「110番の日」

●110番の目的に沿った正しい利用をお願いします。

不急の相談等が緊急通報用電話である110番に寄せられることは、事件・事故等の緊急通報に対する警察官の対応を遅らせるおそれがあります。

緊急の事件・事故以外の相談は、最寄りの警察署や警察総合相談電話「#9110」または059-224-9110をご利用ください。

警察総合相談電話は、平日の9時から17時までの間受け付けています。

「#9110」は携帯電話やPHSからも利用が可能ですが、一部のIP電話からはご利用になれませんのでご注意ください。

●110番通報するときは、落ち着いて次のポイントを要領よく通報して下さい。

・何があったのか ・ケガはないか ・いつ起きたのか ・どこであったのか

●携帯電話からの110番は、次のことに注意してください。

携帯電話で移動しながら通報すると途中で通話が途切れたり、聞こえなくなったりします。必ず立ち止まってから通話して下さい。

なお、自動車を運転しながら、携帯電話を手にしての使用は禁止されています。

「みんなで守ろう文化財」 1月26日は文化財防火デー

消防本部では、1月26日を中心に文化財の関係者に対して放火火災の予防や消防訓練の実施などを呼びかけ、文化財の火災予防を推進します。

文化財を火災から守るためには、管理する人だけでなく、地域の皆さんの協力が不可欠です。地域に残されている貴重な文化財を後世に伝えていくため、この機会を通じて文化財防火への関心を高めていきましょう。

問い合わせ先 四日市市消防本部予防保安課 (TEL 356-2010 FAX 356-2041)

有料広告掲載欄

『テレビ』+『ネット』+『電話』

ケーブルテレビでまとめておトク!!

お申込み・お問い合わせは、

☎ 0120-615722 まで



防火管理講習の開催について

1 実施日時

(1)甲種防火管理新規講習

(2日間全科目の受講が必須です。)

2月20日(水)と2月21日(木)の2日間

両日とも 9時30分～15時40分

(2)乙種防火管理講習 (全科目の受講が必須です。)

2月20日(水) 9時30分～15時40分

(3)甲種防火管理再講習 (全科目の受講が必須です。)

2月19日(火) 9時30分～11時30分

2 実施場所

四日市市西新地14番4号 四日市市消防本部2階
防災センター

3 受講手続

消防本部予防保安課、北消防署、朝日川越分署、南消防署において、所定の受講申込書に必要事項を記入(上半身の写真を貼付)のうえ、お申し込みください。テキスト代(甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習は4,000円、甲種防火管理再講習は1,500円。)につきましては講習当日の受付時にお支払いいただきます。

す。

受講申込用紙は消防本部ホームページからもダウンロードできます。

なお、電話での申し込みはできません。

4 受付期間

四日市市、三重郡朝日町、三重郡川越町内に在住または通勤の方

1月28日(月)～2月8日(金)(土・日曜を除く。)

受付時間は8時30分～17時15分までとします。

ただし、受付期間中であっても定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。

5 受講定員

甲種防火管理新規講習 120名

乙種防火管理講習 40名

甲種防火管理再講習 100名

6 問い合わせ先

四日市市消防本部 予防保安課 予防係

TEL 356-2008

ま ち の 話 題

叙勲

旭日単光章を受章 ～故 林 泰成氏～

故林氏は昭和54年4月30日に朝日町議会議員に就任以来、16年の永きにわたり議会議員として地方自治の発展に貢献された功績が認められ、旭日単光章を受章されました。



点灯式

今年もポケットパークにて朝明商工会青年部によるイルミネーションの点灯式がありました。今回は、これまでの電飾のほか朝日・川越の小学校6年生よりデザインを募集し、114点の応募の中から選ばれた2作品も電飾されています。

点灯期間：12月8日(土)～

1月28日(土)

点灯時間：17時～0時、翌朝5時～7時



保護司表彰

11月28日(水)、三重県総合文化センターにて平成24年度三重県更生保護事業関係者顕彰式典が行われ、後藤正憲さんが多年にわたり保護司としての功績が認められ、法務大臣表彰を受賞されました。



な ん で も 掲 示 板



寄 付

縄生まちづくり協議会 様
もち米をあさひ園に51kg、社会福祉協議会に40kgご寄付いただきました。

ご厚意ありがとうございます。

生活カレンダー

January



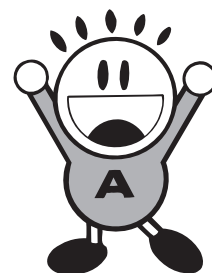
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
6	7	8	9	10	11 🗑️一般 🏡健康料理教室	12
13	14	15 🗑️一般 🏡たんぼぼ教室	16 🗑️再生(新聞紙等) 🏡リサイクル運動	17 🏡のびのび相談 🏡2歳児歯科検診	18 🗑️一般 🏡育児相談	19
20	21 🏡健康相談 🏡心配ごと相談	22 🗑️一般 🏡離乳食教室(後期)	23 🏡すくすく相談	24 🗑️埋立 🏡乳がん・子宮がん・大腸がん検診	25 🗑️一般 🏡健康料理教室	26
27	28 🗑️粗大(朝日ヶ丘)	29 🗑️一般	30 🗑️再生(雑誌等)	31 🏡のびのび相談	1(2月) 🗑️一般	2
3	4	5 🗑️一般 🏡心配ごと相談	6	7 🗑️埋立 🏡のびのび相談	8 🗑️一般 🏡健康料理教室 🏡療育手帳巡回相談	9

各施設等のマーク 🏡保健福祉センター 🗑️ごみ出しの日

健康事業内容

名称	日	時間	備考
健康相談	21	14:00~15:00	内容：血圧測定、検尿、体脂肪測定、健康相談、栄養相談など 持ち物：健康手帳
たんぼぼ教室	15	10:00~11:30	対象：1歳6ヶ月以上(要予約) 内容：保育士による集団遊びの教室。(定員30組) 持ち物：参加費100円、テープ、クレヨン、ハサミ、お茶
育児相談	18	9:30~11:00 13:00~14:00	内容：身体計測、保健相談、栄養相談 持ち物：母子健康手帳
離乳食教室(後期)	22	10:00~12:00	対象：9~10ヶ月児(要予約) 内容：管理栄養士による後期・完了期の離乳食の講話と調理実習。 持ち物：エプロン・三角巾・おんぶ紐
健康料理教室	11 25 2/8	10:00~13:00	内容：肥満予防・高血圧予防を目的とした管理栄養士による調理実習の栄養教室(要予約) 持ち物：エプロン、三角巾、筆記用具
すくすく相談	23	予約制	内容：「ことばがゆっくりで心配。発音が気になる。お友達とのコミュニケーションが上手にできない。」など言語聴覚士による子どもの言語相談(要予約)
のびのび相談	17 31 2/7	予約制	内容：「子どもへの関わり方がわからない。落ち着きがない。」など臨床心理士による子どもの発達に関する相談(要予約)
精神福祉相談	随時(要予約)		内容：相談支援センターソシオTel(345-9016)／地域生活支援センターHANA Tel(320-2761)の相談員が相談を受けます。
障がい者の就職相談	随時(要予約)		内容：四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。Tel(354-2550)
知的障がい福祉相談	随時(要予約)		内容：陽だまりの相談員が相談を受けます。Tel(329-5881)
女性の悩み相談	随時(要予約)		内容：北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。Tel(352-0557)

※お申し込みは、子育て健康課(TEL 377-5652) 保健師・看護師・管理栄養士まで



心配ごと相談(21・2/5)
毎回、保健福祉センター2階研修室
午後1時~午後3時30分まで

リサイクル運動

(毎月第3水曜日(祝日、雨天の場合は翌日))

収集場所 保健福祉センター駐車場
(午前9時~午後1時まで)
出張場所 縄生防炎倉庫広場
(午前10時~11時まで)

ごみ出しの日

一般ごみ	再生ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ
火・金	16(新聞紙等) 30(雑誌等)	24・2/7	28(朝日ヶ丘)